

富里市多文化共生推進事業補助金交付要綱

(令和5年3月28日告示第46号)

改正 令和6年3月31日告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国籍の異なる市民が互いの文化、習慣等を理解し、及び尊重し、地域の一員として共に生活できる多文化共生社会を実現するため、予算の範囲内において多文化共生推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の対象となるものは、市内において活動する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益法人、特定非営利活動法人その他の非営利団体
- (2) 市内における活動開始後1年以上経過しており、次年度以降も継続して活動する見込みがある団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体
- (4) 公序良俗に反した活動をしていない団体

(補助対象事業、経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 公共の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがある事業
- (4) 金銭、物品等の給付又は貸付けを目的とした事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める事業

3 第1項に規定する経費は、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費とし、次に掲げる経費は含めないものとする。

- (1) 団体活動を運営するために必要な経費

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする経費
(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付の申請をする団体は、規則に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 前年度決算書
 - (4) 定款、規約、会則その他のこれらに準ずる書類
 - (5) 役員名簿
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
- (実績報告)

第5条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、規則に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 事業実績書
- (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月31日告示第48号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象事業	内容	補助対象経費	補助率
語学講座事業	各種語学講座、教室等の開催に要する経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料、賃借料、研修負担金とし、参加者負担金、寄附金その他の収入を控除した額	補助対象経費の2分の1以内（一団体につき上限10万円）
交流体験事業	文化、スポーツ、学術等の交流や体験活動に要する経費		補助対象経費の3分の2以内（一団体につき上限15万円）

備考 補助金の交付は、同一年度内において、一の対象事業につき団体毎に1回限りとする。